

(仮称) 長浜市手話言語条例を検討する懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 長浜市手話言語条例（以下「条例」という。）の制定にあたり、その内容について意見又は助言を求めるため、(仮称) 長浜市手話言語条例を検討する懇談会（以下「懇談会」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例に関する事項
- (2) 手話に関連する施策に関する事項
- (3) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。
この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政・教育機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 懇談会の会議は市長が招集する。

- 2 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和３年７月１日から施行し、条例の制定の日をもってその効力を失う。